

報告第 3 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成20年12月10日	135, 800円		平成20年9月10日、平野住区センターの児童館ホールで、卓球をして遊んでいた児童が相手方の頭を卓球ラケットで殴打し、傷害を負わせた。
平成20年12月11日	80, 293円		平成20年10月12日、相手方が自宅で区の配布したキーホルダーに鍵を取り付けようとしたところ、接着不良のためキーホルダー先端部が外れて窓ガラスに当たり破損させ、損害を与えた。